

○佐伯球場広告掲出取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、佐伯市都市公園条例（平成17年佐伯市条例第323号）の別表第2（以下「別表第2」という。）に規定する広告の掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出箇所)

第2条 市長が指定する掲出場所は次のとおりとする。

フェアグラウンドに面したフェンス（以下「外野フェンス」という。）

(使用料)

第3条 1区画（高さ2m、幅10m）、1㎡あたり1月につき250円。

(広告掲出方法)

第4条 フェンスへの書き込み式とする。

(広告主の募集及び決定方法)

第5条 広告掲出者（以下「広告主」という。）の募集は公募により行うものとする。

- 2 公募の結果、応募数が募集数を上回ったときは抽選により広告主を決定し、募集数に満たなかったときは随時募集とし、先着順に広告主を決定するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、スポーツの振興や地域経済の活性化が見込まれ、本市にとって必要かつ有益であると市長が特に認めたときは、特定の者を広告主とすることができる。

(申請等)

第6条 広告主の募集に応募しようとする者は、別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、広告の掲出を許可したときは、別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付するものとする。

(広告掲出期間等)

第7条 広告の掲出期間は、原則として4月1日からその日の属する年度末までの1年間とする。ただし、年度途中で掲出の許可を受けたときは、許可の日からその日の属する年度末までとする。

- 2 広告主が、掲出期間の更新を希望するときは、掲出期間満了日の1か月前までに別記第3号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、広告の掲出を許可したときは、別記第4号様式の許可書を当該申請した者に交付するものとする。

(掲出箇所の決定)

第8条 広告掲出箇所は、抽選により体育保健課長が決定するものとする。

(掲出箇所の変更)

第9条 既設の広告掲出箇所は、広告主間の調整により変更することができる。

(広告掲出内容の変更)

第10条 広告主が広告の掲出内容を変更しようとするときは、別記第5号様式の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、広告内容の変更を許可したときは、別記第6号様式の許可書を当該申請した者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第11条 広告主は広告の提出決定後、佐伯市都市公園条例別表2に規定する使用料を指定の期日までに、一括で納付するものとする。

(権利の譲渡禁止等)

第12条 広告主は、広告を掲出する権利を他人に譲渡し、また転貸することができない。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(費用負担区分)

第13条 広告の掲出、維持および撤去にかかる一切の費用は、広告主の負担とする。ただし、次の経費は、市の負担とする。

- (1) フェンスの改修、塗装の塗り替えを行ったときの書き込み等の経費
- (2) 災害、事故など、市および広告主双方の責めに帰することができない事情により、広告が破損したときの復旧にかかる経費

(広告掲出許可の取消し)

第14条 市長は、次の各号に該当するときは、広告掲出の決定または許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに使用料の納付がないとき
- (2) 掲出広告が佐伯市広告料収入事業実施要綱第7条に該当するとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により広告掲出の決定または許可を受けたとき
- (4) 広告掲出を許可した際に付した条件に従わないとき

- (5) 広告主から広告掲出の辞退の申し出があったとき
- (6) その他、市長が広告掲出に支障があると認めたとき  
(使用料の返還)

第15条 既納の使用料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲出ができなかったときは、その全部または一部を返還するものとする。

(広告掲出者の責務)

第16条 広告主は、掲出された広告に関する一切の責務を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、および広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利得喪にかかる処理が完了していることを市に対して保証するものとする。

3 第三者から、掲出広告による損害賠償等の請求がなされたときは、広告主の責任において解決するものとする。

(原状回復)

第17条 広告主は、広告の掲出期間が満了したときおよび第13条の規定により広告の提出を取り消されたときは、自らの責任において直ちに広告の消し込みまたは看板類の撤去を行い、原状に復さなければならない。ただし、広告の掲出期間が満了し、その期間が更新されたときは、この限りでない。

2 広告主が広告の消し込み、看板類の撤去をしないときは、市長がこれを行い、原状に復することができる。この場合において、費用が発生した場合は、その費用を広告主に請求することができる。

(その他)

第18条 この要項に定めのない事項については、市長が別に定める。

## 附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。